

伊 監 第 67 号
令和 8 年 8 月 25 日
(2026 年)

伊 丹 市 長
中 田 慎 也 様

伊丹市監査委員 佐 藤 文 裕

伊丹市監査委員 保 田 憲 司

財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度(2025 年度)決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和 7 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を掲載した書類が関係法令等に準拠して作成されているか、計数は正確か、各比率は正確に算定されているか、の各点について審査を実施した。

審査に当たっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施した。

第 3 審査の日程

令和 8 年 7 月 9 日から同年 8 月 25 日まで

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、計数は正確であった。

以下、具体的に述べる。

Ⅰ．総 括

(1) 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、下記①～④の指標を「健全化判断比率」として定めている。これらの指標が一定の基準を上回った場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等、健全化法に基づく措置が義務づけられている。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりである。

（単位 ％）

区 分	R6	R7	対前年度 増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
① 実 質 赤 字 比 率	－	－	－	11.28	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	－	16.28	30.00
③ 実質公債費比率	4.3	3.8	△ 0.5	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	－	－	－	350.0	

（注）1. ①及び②について、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていない場合は「－」と表示。

2. ④について、将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は「－」と表示。

(2) 資金不足比率

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。この指標が一定の基準を上回った場合には、経営健全化計画の策定等、健全化法に基づく措置が義務づけられている。

令和 7 年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

（単位 ％）

区 分	R6	R7	対前年度 増 減	経営健全化 基 準
病 院 事 業	－	－	－	20.0
水 道 事 業	－	－	－	20.0
工 業 用 水 道 事 業	－	－	－	20.0
下 水 道 事 業	－	－	－	20.0
交 通 事 業	－	－	－	20.0
モーターボート競走事業	－	－	－	20.0

（注）資金不足額が生じていない場合は「－」と表示。

(3) 審査意見

健全化判断比率の 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来

負担比率)は、いずれも早期健全化基準を下回る数値を示しており、特記すべき事項は認められない。今後とも、これら健全化判断比率の算定基礎となる数値の推移に十分留意され、引き続き健全な財政運営に努められることを望むものである。

資金不足比率は、審査対象となったいずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていない。今後とも、比率の算定の基礎となる数値の推移に十分留意され、一層の効率的な事業運営を望むものである。

2. 各比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である（算定式は「参考資料 2(1)①」を参照）。

本市の「一般会計等」の対象となる会計は、一般会計のみである。

前年度に引き続き、実質赤字額が生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である（算定式は「参考資料 2(1)②」を参照）。

本市の対象会計は、一般会計、特別会計（国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計 3 会計）及び公営企業会計（病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、交通事業会計、モーターボート競走事業会計の 6 会計）である。また、健全化法においては、実質赤字額の捉え方として、一般会計及び特別会計では「実質収支額」が、公営企業会計では、損益計算書の赤字額ではなく、「資金の不足額」（基本的に流動負債と流動資産との差から建設改良費等に充てるための企業債等を控除した額）が採用されている。

前年度に引き続き、連結実質赤字額が生じていない。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、過去 3 カ年の平均値を用いる（算定式は「参考資料 2(1)③」を参照）。

この指標は、平成 18 年度の地方債許可制度から地方債協議・許可制度への移行に伴い、従来の起債制限比率に代えて創設されたもので、この比率が 18%以上になると公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債許可団体となる。また、25%以上で起債制限団体となるなど、健全化法とは別の制度においても重要な指標となっている。

実質公債費比率を 3 カ年比較すると、次のとおりである。

(単位 %)

区 分	R5	R6	R7	対前年度 増 減
実 質 公 債 費 比 率	4.6	4.3	3.8	△ 0.5

前年度に比べ 0.5 ポイント低下し 3.8%となっており、早期健全化基準(25.0%以上)を下回っている(全国平均(R6) 5.6%)。

伊丹市行財政プラン(R7~R10)の目標値である 1%~5%程度の範囲内となっている。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である(算定式は「参考資料 2(1)④」を参照)。

この指標は、他の 3 指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率)がフロー指標であるのに対して、実質的な負債の量を見るためのストック指標として導入されている。なお、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」とは、地方債の現在高、債務負担に基づく支出予定額、退職手当支給予定額などの将来負担額から、充当可能基金額や地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額等を控除したものをいう。

将来負担額を上回る充当可能財源等があり、前年度に引き続き、早期健全化基準(350.0%以上)を下回っている(全国平均(R6) 6.2%)。

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である(算定式は「参考資料 2(2)」を参照)。

「資金の不足額」とは、連結実質赤字比率の算定に用いる「実質赤字額」と同額であり、地方公営企業法を適用している本市の公営企業 6 会計については、損益計算書の赤字額ではなく、基本的に流動負債と流動資産との差から建設改良費等に充てるための企業債等を控除した額を用いて算定される。

前年度に引き続き、いずれも資金不足額が生じていない。

参 考 資 料

Ⅰ．健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一般会計等	一般会計		比実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の会計	国 民 健 康 保 険 事 業 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 介 護 保 険 事 業					
その他の特別会計	公営企業に係る 特別会計 (法適用) ※1	病 院 事 業					資金不足比率※2
		水 道 事 業					
		工 業 用 水 道 事 業					
		下 水 道 事 業					
		交 通 事 業					
		モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業					
一部事務組合等		豊中市伊丹市クリーンランド 事 務 組 合					
		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
第三セクター等		そ の 他 損 失 補 償 団 体 等					

※1 「法適用」は、地方公営企業法の全部又は一部を適用する特別会計である。

※2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

2. 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式

(I) 健全化判断比率

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (※1)}}{\text{標準財政規模 (※2)}}$$

◇ 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

※1 実質赤字額 = 繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額

※2 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (※3)}}{\text{標準財政規模}}$$

◇ 全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

※3 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③ 実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 + 準元利償還金 (A)} - \text{特定財源 + (B)}}{\text{標準財政規模} - \text{(B)}} \text{の3カ年平均}$$

◇ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(A) 準元利償還金 [イからホまでの合計額]

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(B) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

$$\text{④ 将来負担比率} = \frac{\boxed{\text{将来負担額 (C)}} - \boxed{\text{充当可能財源等 (D)}}}{\boxed{\text{標準財政規模}} - \boxed{\text{(B)}}$$

◇ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(B) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(C) 将来負担額 [イからヌまでの合計額]

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(D) 充当可能財源等 [イからハまでの合計額]

- イ 充当可能基金額：地方債の償還額等（上記（C）イからチまで）に充当可能な地方自治法第241条の基金
- ロ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
- ハ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(2) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\boxed{\text{資金の不足額 (※4)}}}{\boxed{\text{事業の規模 (※5)}}$$

◇ 資金の不足額の事業の規模に対する比率

※4 資金の不足額：

- イ 法適用企業 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等)
+ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－ (流動資産－控除財源－控除額＋貸倒引当金)－解消可能資金不足額
 - ロ 法非適用企業 = (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額
- * 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- * 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

※5 事業の規模：

- イ 法適用企業 = 営業収益の額－受託工事収益の額
 - ロ 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- * 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- * 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。